

令和8年度京都市自動車運送事業者向け車両の脱炭素化モデル支援事業 ～補助金の手引～

目次

1	補助制度の目的	2
2	申請者と導入車両の要件	2
3	補助金額と予算の範囲	3
4	交付申請の受付期間と必要な書類	4
5	実績報告の受付期間と必要な書類	6
6	申請の流れ	7
7	交付対象車両の運用実績報告	8
第2	各種書類の記入例及び注意点	9
1	交付申請書（第1号様式及び別紙1・2） ※初度登録前申請の場合はこちら	9
2	実績報告書（第7号様式及び別紙） ※初度登録前に申請を行った場合のみ提出	13
3	補助金交付申請書兼実績報告書（第1号様式の2） ※初度登録後申請の場合はこちら	15
4	補助金請求書（第9号様式）	18
5	運用実績報告書（第12号様式）	19
6	交付決定通知を受けた交付対象事業の内容を、変更・廃止したい場合	20
7	法定耐用年数の経過前に、補助金の交付を受けて導入した車両の処分等を行う場合	23
第3	よくある質問	26

第1 補助制度の概要

1 補助制度の目的

運送事業でのEV等の導入は、車両や充電設備の導入費用が大きいことや、充電時間を考慮した事業運営を検討する必要があるなど、課題が多く、いまだ普及の初期段階と言えます。

本事業では、運送事業におけるEV等の運用モデルの創出を目的として、その導入に掛かる経費の一部を支援します。また、創出したモデルを事業者に展開することで、本市の運輸部門における脱炭素化を促進します。

2 申請者と導入車両の要件

補助対象かどうかは、主に次の2つの要件によって決まります。

- (1) 補助金の申請を行う方や車両の使用者が対象かどうか (表1、要綱第4条)
- (2) 導入する車両が対象かどうか (表2、要綱第5条)

表1 補助金の申請者の要件

①	京都市内に事務所や営業所を持つ、貨物運送事業者、バス事業者、タクシー事業者
②	①の事業者に、補助金の交付対象車両をリースするリース事業者
共通	<ul style="list-style-type: none"> ・市税や水道料金等の公租公課を滞納していないこと。 ・市暴力団排除条例に規定する、暴力団関係者などでないこと。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・HVトラックについては、市が定める特定事業者以外のみ対象。 ・車両を実際に使用する事業者1者につき、2両の導入まで対象。

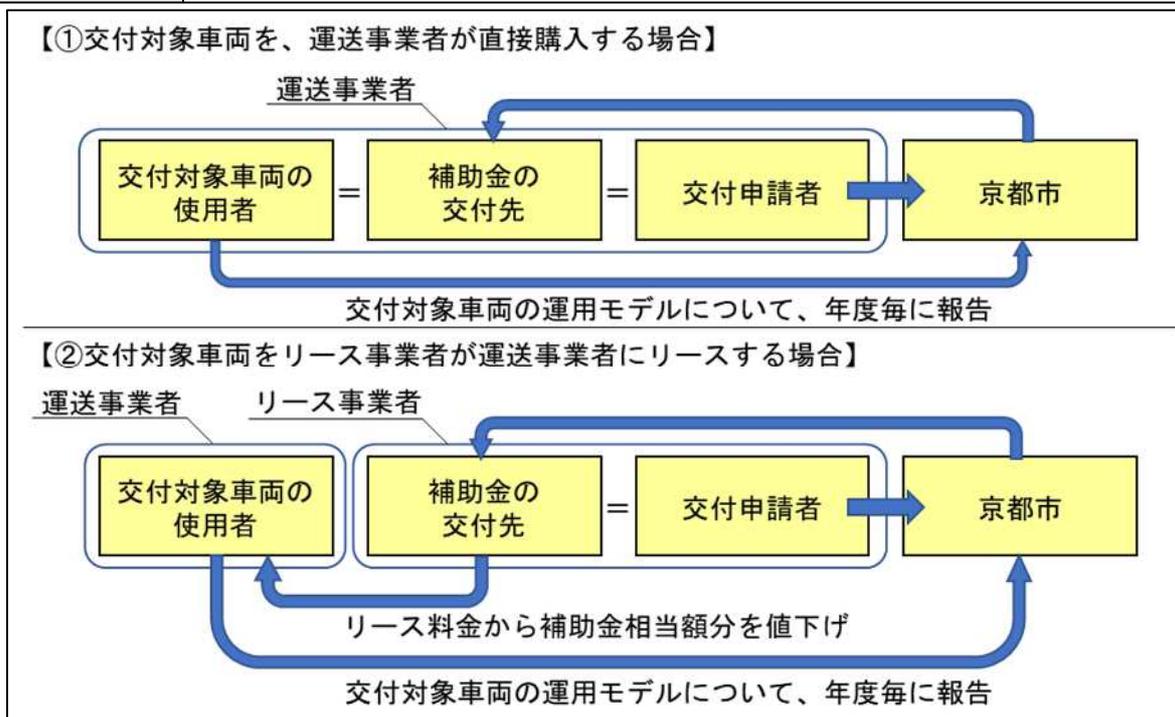


表2 導入する車両の要件

車両の種別	トラック	EV、HV
	バス	EV
	タクシー	EVで、軽自動車でないもの
共通	<ul style="list-style-type: none"> ・国補助事業*の補助対象車両として登録されていること。 ・交付申請を行う年度の3月24日までに初度登録がなされる車両で、実績報告書が提出できること。 ・自動車検査証の「使用の本拠の位置」が京都市内であること。 	

※ 国補助事業とは、「商用車の電動化促進事業」又は「環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業」のことをいいます。

発表され次第更新します。

(参考) 昨年度実施分ホームページ

商用車電動化 (タクシー・バス) …https://ataj.or.jp/subsidy/efv-f_taxibus_r6/

商用車電動化 (トラック) …<https://www.levo.or.jp/subsidy/hoseiyosan-6/truck-6/>

環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業

…<https://www.heco-hojo.jp/yR07/trkbus/competition.html>

3 補助金額と予算の範囲

補助金額と予算の範囲は、導入する車両の種別ごとに次の表3のとおりです。

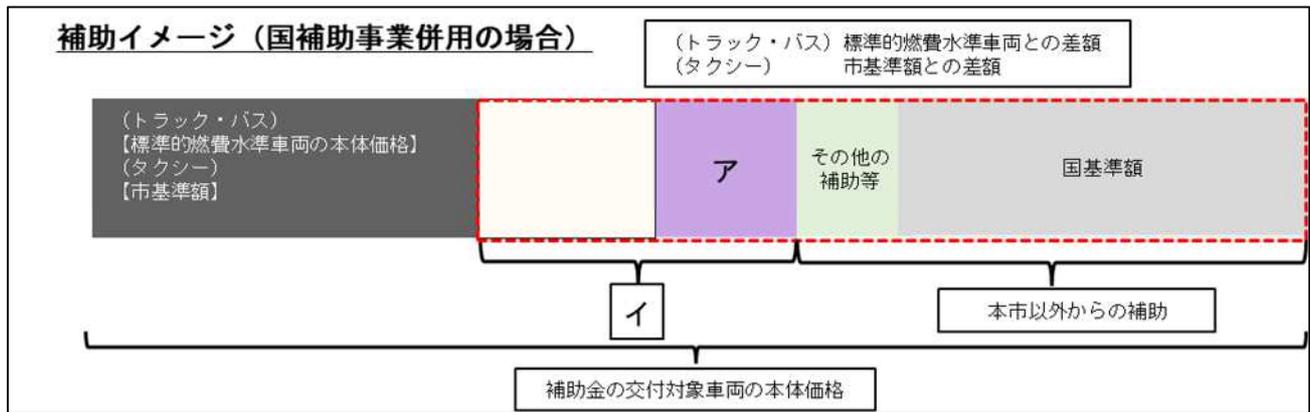
算定方法が複雑なため、具体的な補助金額を算定することができるよう、「第1号様式(別紙1)」を公開しています。こちらに車種や価格、他の補助金の情報を記入し、交付申請書と併せて提出してください。(⇒本手引 11 ページ)

表3 補助金額と予算の範囲

車両の種別		補助金額	上限	予算の範囲
トラック	EV	【標準的燃費水準車両との差額】×1/9 ^{※1}	30万円	240万円
	HV	【標準的燃費水準車両との差額】×1/8 ^{※1}	20万円	
バス	EV	【標準的燃費水準車両との差額】×1/9 ^{※1}	40万円(中・大型) 30万円(小型)	
タクシー	EV	次のア又はイの低い方の金額 ア 20万円(定額) イ 車両本体価格から本市が設定する基準額(※2)や本市以外からの補助金等を差し引いた金額	—	

※1 【標準的燃費水準車両との差額】から、本市以外から交付される補助金等を差し引いた金額と、表に記載の金額の、いずれか低い方の金額を採用する。

※2 標準的なガソリン車両の本体価格として、本市が設定した金額(245万円)



4 交付申請の受付期間と必要な書類

交付申請の受付期間は、交付対象車両の区分と、当該車両の使用者の規模などにより、次の表4のとおりとします。

なお、申請の受付は先着順とし、予算の上限に達した時点で受付を終了します。

ただし、同日着の場合は、これまでに交付申請の無かった使用者や特定事業者でない使用者の事業等を優先し、これに差異がない場合は、抽選により順序を決定します。

（詳細は要綱第8条第5号をご確認ください。）

表4 交付申請の受付期間

交付対象車両の区分		使用者の規模等	期間※3
トラック	EV	貨物運送事業者のうち、市が定める特定事業者※1でない者（個人事業主を含む）※2	4月1日～3月15日
		上記以外の貨物運送事業者	7月1日～3月15日
	ハイブリッド自動車	貨物運送事業者のうち、特定事業者※1でない者（個人事業主を含む）※2	7月1日～3月15日
バス	電気自動車	バス事業者のうち、全ての個人事業主又は事業者※2	4月1日～3月15日
		上記以外のバス事業者	7月1日～3月15日
タクシー	EV	タクシー事業者のうち、市が定める特定事業者※1でない者（個人事業主を含む）※2	4月1日～3月15日
		上記以外のタクシー事業者	7月1日～3月15日

※1 京都市地球温暖化対策条例に定める特定事業者を指します。国の定義ではありませんので注意してください。

当該特定事業者については、市の「排出量報告書制度」のページで一覧を公開しています。（URL：<https://www.city.kyoto.lg.jp/kankyo/page/0000323459.html>）

※2 これまでに本補助金の交付を受けたことがある使用者は除きます。

※3 補助対象事業の完了日もしくは完了予定日の属する年度中の申請に限ります。

実績報告書の提出期限とは異なりますので、ご注意ください。（6ページ参照）

初度登録前の車両の交付申請に必要な書類は次の表5のとおりです。（初度登録済みの車両の交付申請に必要な書類は表6のとおり。）期間内の午前9時～午後5時に、以下の提出先に、郵送、持参またはメールにより提出してください。

初度登録前の車両の交付申請を行う場合は、実績報告時に“契約書”や“契約書に類する書類”が必要となりますので、書類の作成を省略しないでください。

【提出先】

京都市 環境政策局地球温暖化対策室 脱炭素モビリティ推進担当
 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488（京都市役所本庁舎1階）
 問合せ用電話番号:075-222-4555、メールアドレス:ge@city.kyoto.lg.jp

○ 補助対象車両を初度登録前に申請する場合

表5 交付申請に必要な書類（●は該当する場合に必要な書類）

	交付申請に必要な書類	備考、審査の視点	本手引
①	交付申請書（第1号様式）		10 ページ
②	導入計画書（第1号様式別紙1）	交付対象車両の種別（トラック、バス、タクシー）毎に様式が異なるので注意する。見積書との整合を確認する。	11 ページ
③	●交付対象事業がリースの場合 リース料金の算定根拠明細書（第1号様式別紙2）	補助金相当額分の値下げが、適切に反映されているか確認する。	12 ページ
④	車両の購入又はリースに係る見積書（写し）	架装やオプションなどを除く、車両本体の価格が明記されているか確認する。	
⑤	●補助事業者が法人の場合 現在事項全部証明書（写し） ●補助事業者が個人事業主の場合 住民票（写し）	発行後3か月以内のものに限る。 ●リース契約で、申請者と使用者が異なる場合は、使用者のものも提出する。	
⑥	●他の補助金・寄付金等を受領する予定の場合 その額がわかる書類	交付決定通知書の写し等。交付申請時に添付できない場合は、実績報告時に添付してもよい。	
⑦	使用者の事業概要がわかる書類	通常発行している企業パンフレットや、ホームページを印刷したものなどで構わない。	

○ 補助対象車両を初度登録後に申請する場合

表6 交付申請兼実績報告に必要な書類（●は該当する場合に必要な書類）

	交付申請に必要な書類	備考、審査の視点	本手引
①	補助金交付申請書兼実績報告書 (第1号様式の2)		15 ページ
②	導入結果報告書 (第1号様式の2別紙1)	交付対象車両の種別(トラック、バス、タクシー) 毎に様式が異なるので注意すること。契約書等の 内容と整合がとれていること。	16 ページ
③	●交付対象事業がリースの場合 リース料金の算定根拠明細書 (第1号様式の2別紙2)	見積書に加え、第4条第1項第2号イに規定す る、補助金相当額分の値下げが確認できるもの。	17 ページ
④	車両の購入若しくはリースに係る 契約書又は注文書(写し)	注文書の場合は、收受印が押印されているなど で、双方の契約の意思が明確なもの。 交付対象事業がリースの場合は、車両の購入及び リースに係る契約書の両方の提出を必須とする。 なお、市補助活用に伴い、リース料金の変動が 生じる場合は、契約変更後のリース契約書を提出 すること。	
⑤	車両代金の支払証拠書類(写し)	必要な収入印紙が貼付された領収書の写しや金 融機関の出納印が押印された振込依頼書の写し 等。	
⑥	交付対象車両の 自動車検査証(写し)	自動車検査証記録事項を含む。	
⑦	●補助事業者が法人の場合 現在事項全部証明書(写し) ●補助事業者が個人事業主の場合 住民票(写し)	発行後3か月以内のものに限る。 リース契約による事業であって、補助事業者が使 用者と異なる場合は、使用者のものについても提 出する。	
⑧	●他の補助金・寄付金等を受領 する場合その額がわかる書類	交付決定通知書の写し等。	
⑨	使用者の事業概要がわかる書類	通常発行している企業概要パンフレットや、ホー ムページを印刷したものなどで構わない。	

5 実績報告の受付期間と必要な書類

実績報告の受付期間は、次のうちいずれか早い方を期日とします。また、必要な書類は次ページの表7のとおりです。

- (1) 交付対象車両の初度登録日から30日
- (2) 補助対象事業の完了日の属する年度の3月24日

※ 交付申請の受付期間が3月15日であることに注意してください。

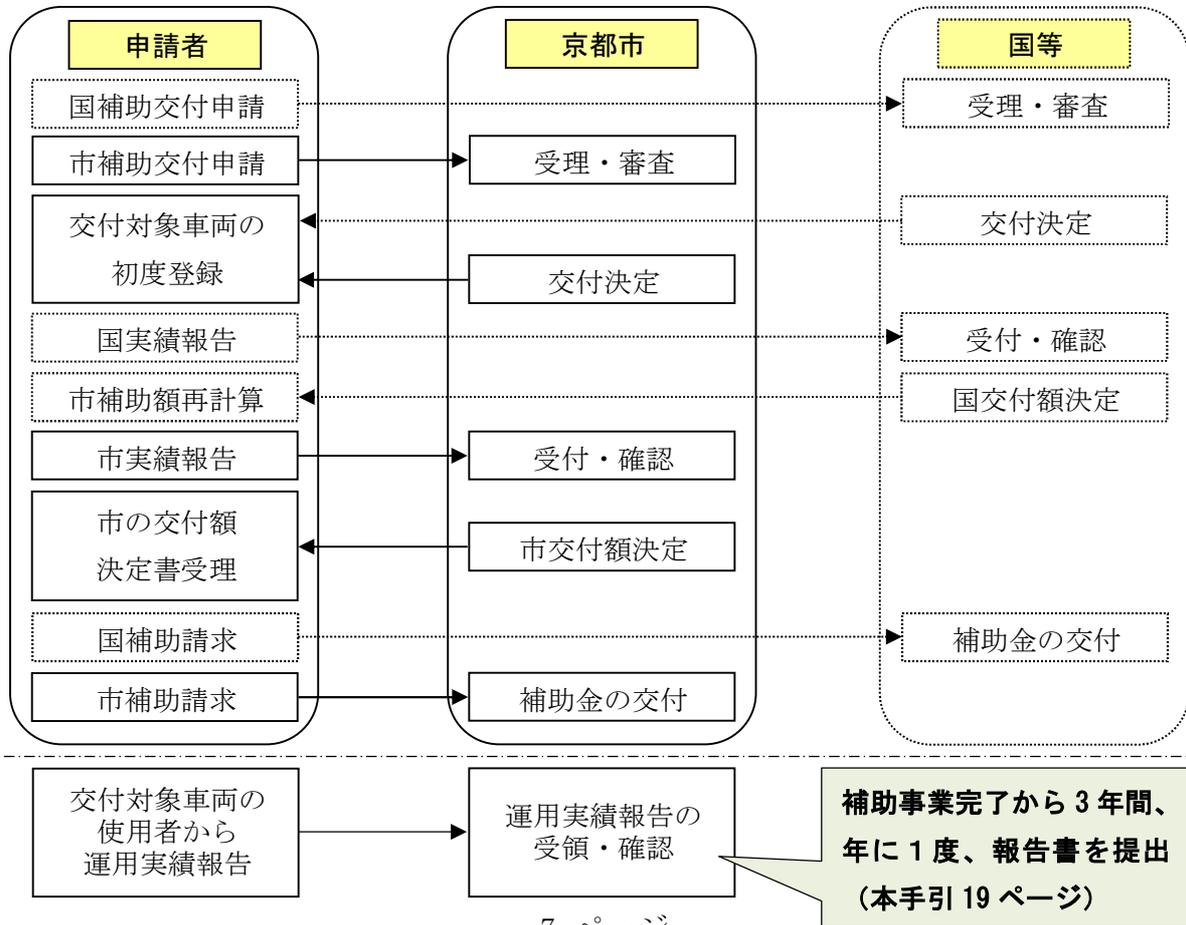
表7 実績報告に必要な書類（●は該当する場合に必要な書類）

	実績報告に必要な書類	備考、審査の視点	本手引
①	実績報告書（第7号様式）		13 ページ
②	導入結果報告書（第7号様式別紙）	交付対象車両の種別（トラック、バス、タクシー）毎に様式が異なるので注意する。契約書との整合を確認する。	14 ページ
③	車両の購入若しくはリースに係る契約書又は注文書（写し）	見積書との整合を確認する。 ●交付対象事業がリースの場合は、リース事業者が車両を購入した際の書面と、リース契約に関する書面の、両方の提出を必須とする。	
④	車両代金の支払証拠書類（写し）	必要な収入印紙が貼付された領収書の写しや金融機関の出納印が押印された振込依頼書の写し等を確認する。	
⑤	交付対象車両の自動車検査証（写し）	自動車検査証記録事項を含む。	

6 申請の流れ

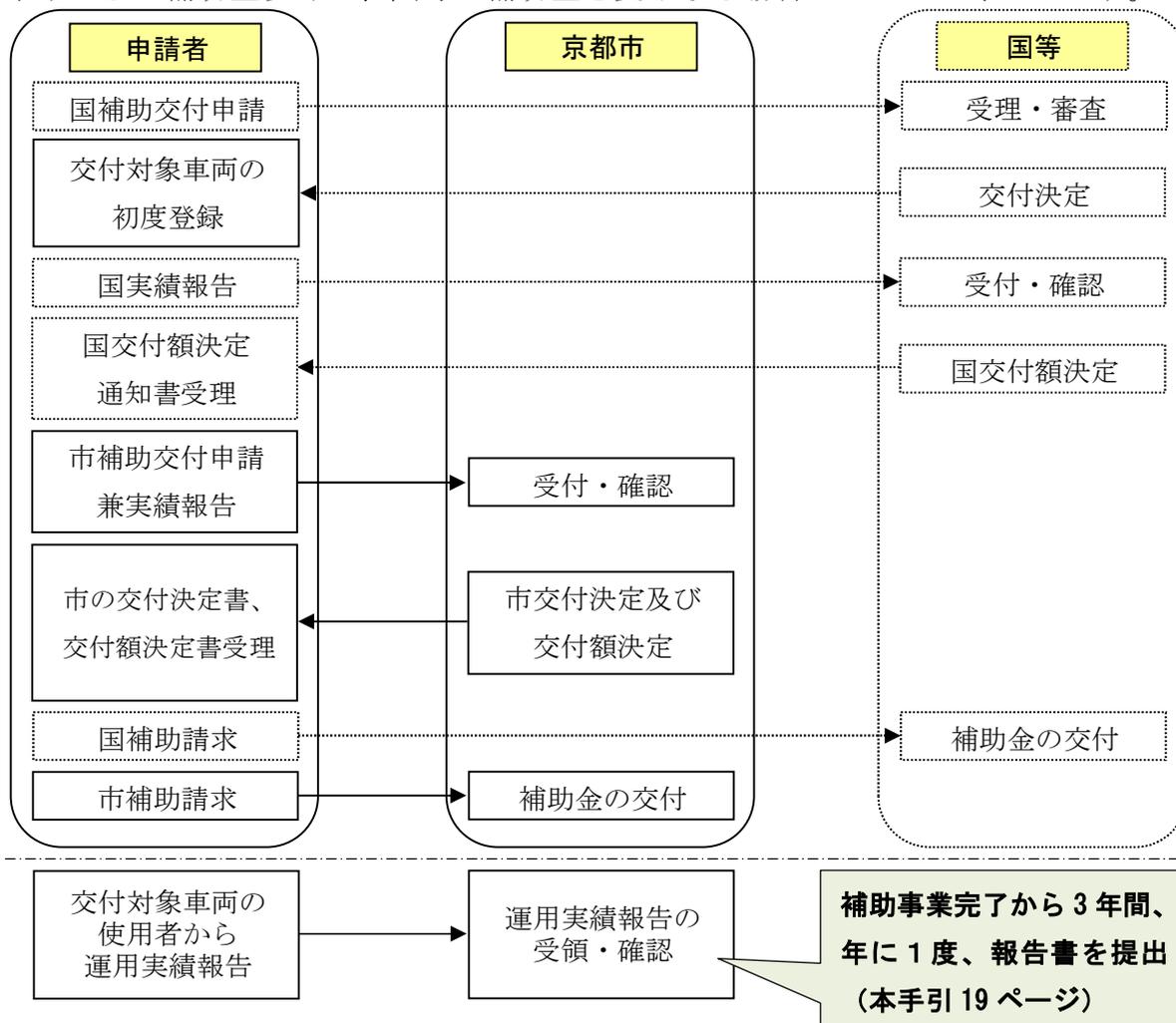
○ 補助対象車両を初度登録前に申請する場合

本市からの補助金以外に、国等の補助金を受け取る場合のフローチャートです。



○ 補助対象車両を初度登録後に申請する場合

本市からの補助金以外に、国等の補助金を受け取る場合のフローチャートです。



7 交付対象車両の運用実績報告

本市からの補助金を受けて導入した車両の運用実績について、次の表 8 の内容を、交付対象事業の終了後から 3 年間、年に 1 回報告することを必須の条件とします。第 12 号様式により報告書を作成してください。(⇒本手引 19 ページ)

なお、報告を行う義務があるのは、車両を実際に使用している運送事業者です。リースの場合、補助金の交付申請はリース事業者が行うため、運用実績を報告する方と申請者が異なることに注意してください。直接購入する場合は、報告者と申請者は同一です。(⇒本手引 2 ページ)

表 8 運用実績報告の内容

	報告内容	備考
①	交付対象車両を充電する充電設備の仕様等	・充電能力、充電器の基数や口数 ・設置場所、同設備で充電するほかの車両の情報
②	交付対象車両の主な運行経路や営業区域	・トラックやバスで、特定の経路のみを運行している場合はその経路 ・特定の経路がない場合は、主な営業区域
③	交付対象車両の運用方法	・通常の営業日の運用方法を、「稼働は〇〇時～△△時、運送の合間に●●時間充電、夜間稼働時間外に本充電する」など具体的に記入
④	交付対象車両の月別の走行データ	・走行距離、稼働日数、充電回数、充電時間
⑤	交付対象車両の登録情報	・交付決定内容を特定するため、交付対象車両の自動車検査証（写し）を添付

第 2 各種書類の記入例及び注意点

申請に必要な様式は、本市のHPからダウンロードすることが可能です。

URL : <https://www.city.kyoto.lg.jp/kankyo/page/0000325007.html>

様式（申請者用）のエクセルファイルをダウンロードし、必要事項を記入したうえで、関係書類を添えて次の提出先に提出してください。

なお、書類の提出はメール送付にて行っていただくことが可能です（押印不要。郵送又は持参も可）。未着の場合の責任は負いませんので、次の送付先にデータを送付したうえで、電話にて到着確認を行ってください。

【提出先】

京都市 環境政策局地球温暖化対策室 脱炭素モビリティ推進担当
京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488（京都市役所本庁舎 1 階）
問合せ用電話番号:075-222-4555、メールアドレス: ge@city.kyoto.lg.jp

1 交付申請書（第 1 号様式及び別紙 1・2） ※初度登録前申請の場合はこちら

以下の記入例は、「リース事業者がバス事業者に対し、EVバスをリースする補助事業」の場合の交付申請の例です。申請内容に応じて、適切に記入してください。

エクセルの様式のうち、灰色に塗りつぶしているところを記入してください。

第1号様式（第7条第1項関係）		補助金交付申請書		・持参又は郵送日を記入
(あて先) 京都市長				令和6年5月10日
申請者（＝補助事業者）		・本店等の位置を記入		
事業種別（いずれかを■塗り）	主たる事務所の所在地			
<input type="checkbox"/> 貨物運送事業者	〒〇〇〇-〇〇〇〇			
<input type="checkbox"/> バス事業者	東京都〇〇区〇〇町〇〇-〇〇-〇〇			
<input type="checkbox"/> タクシー事業者	名称及び代表者名			
<input checked="" type="checkbox"/> 自動車リース事業者	〇〇リース株式会社 代表取締役社長 〇〇〇〇			
京都市自動車運送事業者向け車		・代表者名まで記入		
り、関係書類を添えて、下記のと		・押印は不要		
記				
(1) 交付対象車両の使用者（＝リース先）について（リースの場合のみ）		・リースの場合、車両の使用者が異なるため、適切に記入		
事業種別（いずれかを■塗り）	主たる事務所の所在地			
<input type="checkbox"/> 貨物運送事業者	〒〇〇〇-〇〇〇〇			
<input checked="" type="checkbox"/> バス事業者	大阪府大阪市〇〇区〇〇町〇〇-〇〇-〇〇			
<input type="checkbox"/> タクシー事業者	名称及び代表者名			
	〇〇バス株式会社 代表取締役 〇〇〇〇			
(2) 交付対象車		・代表者名まで記入		
		・押印は不要		
所有者の氏名又は名称		〇〇リース株式会社		
所有者の住所		〒〇〇〇-〇〇〇〇 東京都〇〇区〇〇町〇〇-〇〇-〇〇		
使用の本拠の位置（京都市内に限る）		〒600-0000 京都府京都市〇〇区〇〇町〇〇-〇〇-〇〇		
		・使用の本拠は京都市内に限る		
		・交付申請者の連絡先（リースの場合リース事業者）		
(3) 補助事業者の問合せ先（書類内容が分かる方の連絡先）				
担 当 者	所属、役職、氏名	〇〇リース株式会社京都営業所 〇〇部 〇〇〇〇		
	所属する事務所・営業所所在地 （主たる事務所と異なる場合）	〒600-0000 京都府京都市〇〇区〇〇町〇〇-〇〇-〇〇		
	TEL（日中連絡が取れる番号）	090-0000-0000		
	メールアドレス	marumaru@marumarulease.co.jp		
(4) 誓約事項		・携帯電話番号が望ましい		
<input checked="" type="checkbox"/>	申請者及び交付対象車両の使用者は、市税等、水道料金等の公租公課を滞納していません。			
<input checked="" type="checkbox"/>	申請者及び交付対象車両の使用者は、京都市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第4号に規定する暴力団員等及び同条第5号に規定する暴力団密接関係者に該当しません。			
<input checked="" type="checkbox"/>	本申請書及び添付書類の記載事項について、その内容に疑義があった場合、本市が関係機関に調査することについて同意します。			
<input checked="" type="checkbox"/>	本申請書及び添付書類の記載事項と内容に、虚偽のないことを誓約します。			
関係書類	導入計画書（別紙1）、リース料金の算定根拠明細書（別紙2。リースの場合のみ。）、見積書の写し、現在事項全部証明書又は住民票の写し（申請者、使用者とも）、他の補助金等の額がわかる書類、使用者の事業概要がわかる書類			

エクセルの様式のうち、灰色に塗りつぶしているところを記入してください。

第1号様式（別紙1）										
導入計画書（バス）										
交付対象車両の区分	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">・「大型/中型」と「小型」で補助額が異なる</div> 導入する電気自動車 小型									
メーカー名										
車名										
型式	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">・車種を、メーカーから順にプルダウンで選択</div>									
国基準額(A) (国補助事業の対象車両一覧の基準額)	6,208,000 円									
標準的燃費水準車両との差額(A') EVにあつては(A)×3/2	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">・国基準額が自動入力される</div> 9,312,000 円									
架装等を除く車両本体の定価	14,000,000 円									
架装等を除く車両本体の購入価格	12,800,000 円									
架装等を除く車両本体の定価と、 購入価格の差額（値引きの額）(B)	1,200,000 円									
国等の補助金受給見込総額（補助事業名称）	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">・見積書と整合させる</div>									
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">国</td> <td style="width: 60%;">(令和5年度補正商用化の電動化促進事業)</td> <td style="width: 30%; text-align: right;">6,208,000 円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>()</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">合計(C)</td> <td style="text-align: right;">6,208,000 円</td> </tr> </table>	国	(令和5年度補正商用化の電動化促進事業)	6,208,000 円	その他	()	円	合計(C)		6,208,000 円	
国	(令和5年度補正商用化の電動化促進事業)	6,208,000 円								
その他	()	円								
合計(C)		6,208,000 円								
市補助金申請額	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">・国補助等の内容を記入</div>									
①～③のいずれか低い額（千円未満切り捨て）	300,000 円									
① (A') × 1/9	1,034,667 円									
② 30 万円（上限）	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">・市補助額が自動計算される</div> 300,000 円									
③ (A') - (B) - (C)	1,904,000 円									
新車新規登録予定日	令和6年12月1日									
交付対象車両の導入後の運用計画（予定）										
特定の経路のみを運行する場合はその経路。経路が定まっていない場合は主な営業区域	A営業所～B駅～C駅～A営業所（充電）の周回に利用予定									
交付対象車両を充電する、充電設備の仕様（設置場所、充電能力、基数・口数）	A営業所（仕様の本拠の位置）にすでに設置されている急速充電器、CHAdeMO方式、〇〇kW、2基、2口									

（注意事項）

- ・ 架装やオプションといった車両本体以外の部分の金額は、補助申請額の計算には使用しませんので、各所に入力する額はそれらを除いたものとしてください。
- ・ 当エクセルで選択できる車種は、国補助事業の更新に合わせて追加していく予定です。すでに国補助事業に登録されているはずの車種が選択できない場合は、市担当まで御連絡をお願いします。

エクセルの様式のうち、灰色に塗りつぶしているところを記入してください。

なお、エクセル様式を前から入力していくことで、一部自動で転記されるようになっていきます（転記用の数式を上書きして、直接記入しても問題ありません）。

第1号様式（別紙2）

【交付対象事業がリース事業による場合に作成】

リース料金の算定根拠明細書

補助金を活用した場合の、リース料金の算定根拠は次のとおりです。

メーカー名			・車種を入力（別紙1から転記される。）
車名			
型式			
リース期間（月数）		60ヶ月	・リース期間を入力 （法定耐用年数以上）
本市以外の国等の補助金受給見込総額		6,208,000円	・別紙1から転記される
京都市補助予定額		300,000円	
リース料金総額（ <input type="checkbox"/> 消費税含む・ <input checked="" type="checkbox"/> 消費税含まない いずれかを■塗り）			
補助金無し		22,000,000円	・見積書と整合させる
補助金有り		13,500,000円	
月額リース料金（ <input type="checkbox"/> 消費税含む・ <input checked="" type="checkbox"/> 消費税含まない いずれかを■塗り）			
補助金無し		367,000円	・見積書と整合させる
補助金有り		225,000円	

交付対象車両の使用者（＝リース先）

事業種別（いずれかを■塗り）	主たる事務所の所在地
<input type="checkbox"/> 貨物運送事業者	〒〇〇〇-〇〇〇〇
<input checked="" type="checkbox"/> バス事業者	大阪府大阪市〇〇区〇〇町〇〇-〇〇-〇〇
<input type="checkbox"/> タクシー事業者	名称及び代表者名 〇〇バス株式会社 代表取締役
	・第1号様式から転記される

2 実績報告書（第7号様式及び別紙） ※初度登録前に申請を行った場合のみ提出

以下の記入例は、「リース事業者がバス事業者に対し、EVバスをリースする補助事業」の場合の実績報告の例です。報告内容に応じて、適切に記入してください。

なお、交付申請時のエクセルを継続して利用することで、一部自動で転記されるようになっています（転記用の数式を上書きして、直接記入しても問題ありません）。

エクセルの様式のうち、灰色に塗りつぶしているところを記入してください。

第7号様式（第10条第1項関係）		
実績報告書		
（あて先）京都市長		
令和6年12月20日		
申請者（＝補助事業者）		
事業種別（いずれかを■塗り）	主たる事務所の所在地	
<input type="checkbox"/> 貨物運送事業者	〒0000-0000	
<input type="checkbox"/> バス事業者	東京都00区00町00-00-00	
<input type="checkbox"/> タクシー事業者	名称及び代表者名	
<input checked="" type="checkbox"/> 自動車リース事業者	00リース株式会社 代表取締役社長 0000	
補助金交付決定番号	京都市指令環地 第000号	
京都市自動車運送事業者向け車両の脱炭素化モデル支援事業補助金交付要綱第1号各条より、関係書類を添えて、下記のとおり実績を報告します。		
記		
（1）交付対象車両の使用者（＝リース先）について（リースの場合のみ記入。）		
事業種別（いずれかを■塗り）	主たる事務所の所在地	
<input type="checkbox"/> 貨物運送事業者	〒0000-0000	
<input checked="" type="checkbox"/> バス事業者	大阪府大阪市00区00町00-00-00	
<input type="checkbox"/> タクシー事業者	名称及び代表者名	
	00バス株式会社 代表取締役 0000	
（2）交付対象車両について（自動車検査証の情報）		
所有者の氏名又は名称	00リース株式会社	
所有者の住所	〒0000-0000 東京都00区00町00-00-00	
使用の本拠の位置（京都市内に限る）	〒600-0000 京都府京都市00区00町00-00-00	
（3）補助事業者の問合せ先（書類内容が分かる方の連絡先）		
担当者	所属、役職、氏名	00リース株式会社京都営業所 00部 0000
	所属する事務所・営業所所在地 （主たる事務所と異なる場合）	〒600-0000 京都府京都市00区00町00-00-00
	TEL（日中連絡が取れる番号）	090-0000-0000
	メールアドレス	marumaru@marumarulease.co.jp
（4）交付申請時からの変更内容（交付申請から実績報告までに、補助金額の変更を伴わない範囲で事業内容を変更した場合、その内容を記載してください。）		
使用の本拠の位置を、同じ京都市内の別の営業所に変更した。		
関係書類	導入結果報告書（別紙）、契約書や注文書の写し、領収書の写し、自動車検査証の写し、他の補助金等の額がわかる書類（※）	

・第1号様式から転記される

・本市の交付決定書を確認して記入

・第1号様式から転記される

・第1号様式から転記される

・第1号様式から転記される

・軽微な内容であれば、変更申請不要
（変更がある場合は、軽微と扱ってよいか、本市への事前確認をお願いします。）
⇒本手引 20 ページ

なお、エクセル様式を前から入力していくことで、一部自動で転記されるようになって
います（転記用の数式を上書きして、直接記入しても問題ありません）。

第7号様式（別紙）	
導入結果報告書（バス）	
導入する電気自動車	
交付対象車両の区分	小型
メーカー名	・ 車種を入力（転記される。）
車名	
型式	
国基準額(A) (国補助事業の対象車両一覧の基準額)	6,208,000 円
標準的燃費水準車両との差額(A') EVにあっては(A)×3/2	9,312,000 円
架装等を除く車両本体の定価	14,000,000 円
架装等を除く車両本体の購入価格	12,800,000 円
架装等を除く車両本体の定価と、 購入価格の差額（値引きの額）(B)	1,200,000 円
国等の補助金受給見込総額（補助事業名称）	
国（令和5年度補正商用化の電動化促進事業）	6,208,000 円
その他（	0 円
合計(C)	6,208,000 円
市補助金申請額	
①～③のいずれか低い額（千円未満切り捨て）	300,000 円
① (A') × 1/9	689,778 円
② 30 万円（上限）	300,000 円
③ (A') - (B) - (C)	1,904,000 円
新車新規登録日	令和6年12月1日
交付対象車両の使用者の問合せ先（毎年の稼働実績報告の窓口となる担当者）	
事業種別	主たる事務所の所在地
<input type="checkbox"/> 貨物運送事業者	〒〇〇〇-〇〇〇〇
<input checked="" type="checkbox"/> バス事業者	大阪府大阪市〇〇区〇〇町〇〇-〇〇-〇〇
<input type="checkbox"/> タクシー事業者	名称及び代表者名
	〇〇バス株式会社 代表取締役 〇〇〇〇
担当者	所属、役職、氏名
	所属する事務所・営業所所在地 (主たる事務所と異なる場合)
	TEL
	メールアドレス
	京都営業所総務課 〇〇〇〇
	〒600-0000 京都府京都市〇〇区〇〇町〇〇-〇〇-〇〇
	00-0000
	info@marumarubus.co.jp
・ 本市から年に1度、運用実績報告の 依頼を行うための連絡先を記入	

3 補助金交付申請書兼実績報告書（第1号様式の2） ※初度登録後申請の場合はこちら

以下の記入例は、「リース事業者がバス事業者に対し、EVバスをリースする補助事業」の場合の交付申請の例です。申請内容に応じて、適切に記入してください。

エクセルの様式のうち、灰色に塗りつぶしているところを記入してください。

第1号様式の2（第7条第1項関係）		補助金交付申請書兼実績報告書	令和6年11月1日	・持参又は郵送日を記入
（あて先）京都市長				
申請者（＝補助事業者）		・本店等の位置を記入		
事業種別（いずれかを■塗り）	主たる事務所の所在地			
<input type="checkbox"/> 貨物運送事業者	〒0000-0000			
<input type="checkbox"/> バス事業者	東京都00区00町00-00-00			
<input type="checkbox"/> タクシー事業者	名称及び代表者名			
<input checked="" type="checkbox"/> 自動車リース事業者	00リース株式会社 代表取締役社長 00 00			
京都市自動車運送事業者等に対する補助事業補助金交付要綱第7条第1項の規定により、関係書類を添えて		・代表者名まで記入 ・押印は不要		
（1）交付対象車両の使用者（＝リース元）について（リースの場合）		・リースの場合、車両の使用者が異なるため、適切に記入		
事業種別（いずれかを■塗り）	主たる事務所の所在地			
<input type="checkbox"/> 貨物運送事業者	〒0000-0000			
<input checked="" type="checkbox"/> バス事業者	大阪府大阪市00区00町00-00-00			
<input type="checkbox"/> タクシー事業者	名称及び代表者名			
	00バス株式会社 代表取締役 00 00			
（2）交		証に記載される予定の情報		
所有者の氏名又は名称	00リース株式会社			
所有者の住所	〒0000-0000 東京都00区00町	・使用の本拠は京都市内に限る		
使用の本拠の位置（京都市内に限る）	〒600-0000 京都府京都市00区00町00-00-00			
・交付申請者の連絡先（リースの場合リース事業者）				
（3）補助事業者の担当セル		（リース元）の連絡先		
担当者	所属、役職、氏名	00リース株式会社京都営業所 00部 00 00		
	所属する事務所・営業所所在地 （主たる事務所と異なる場合）	〒600-0000 京都府京都市00区00町00-00-00		
	TEL（日中連絡が取れる番号）	090-0000-0000		
	メールアドレス	marumaru@marumarulease.co.jp		
（4）誓約事項		・携帯電話番号が望ましい		
<input checked="" type="checkbox"/>	申請者及び交付対象車両の使用者は、市	いません。		
<input checked="" type="checkbox"/>	申請者及び交付対象車両の使用者は、京都市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第4号に規定する暴力団員等及び同条第5号に規定する暴力団密接関係者に該当しません。			
<input checked="" type="checkbox"/>	本申請書及び添付書類の記載事項について、その内容に疑義があった場合、本市が関係機関に調査することについて同意します。			
<input checked="" type="checkbox"/>	本申請書及び添付書類の記載事項と内容に、虚偽のないことを誓約します。			
関係書類	導入結果報告書（別紙○）、リース料金の算定根拠明細書（別紙2。リースの場合のみ。）、契約書や注文書の写し、領収書などの支払証拠書類の写し、自動車検査証の写し、現在事項全部証明書又は住民票の写し（申請者、使用者とも）、他の補助金等の額がわかる書類、使用者の事業概要がわかる書類			

なお、エクセル様式を前から入力していくことで、一部自動で転記されるようになって
います（転記用の数式を上書きして、直接記入しても問題ありません）。

第1号様式の2（別紙1）		導入結果報告書（バス）		・「大型/中型」と「小型」で 補助額が異なる
導入する電気自動車		大型・中型		
交付対象車両の区分				
メーカー名	・ 車種を入力			
車名				
型式				
国基準額(A) (国補助事業の対象車両一覧の基準額)			31,790,000 円	
標準的燃費水準車両との差額 EVにあっては(A)×3/2	・ 国基準額が自動入力される		47,685,000 円	
架装等を除く車両本体の定価			65,000,000 円	
架装等を除く車両本体の購入価格			65,000,000 円	
架装等を除く車両本体の定価と、 購入価格の差額（値引きの額）(B)	・ 契約書と整合させる		3,000,000 円	
国等の補助金受給見込総額（補助事業名称）				
国	（令和5年度補正商用車の電動化促進事業）		31,790,000 円	
その他	（ ）		円	
合計			31,790,000 円	
市補助金申請額				
①～③のいずれか低い額（千円）			400,000 円	
①	(A') × 1/9		3,532,222 円	
②	40 万円（上限）		400,000 円	
③	(A') - (B) - (C)		44,685,000 円	・ 市補助額が自動計算される
新車新規登録日				令和6年月日
交付対象車両の導入後の運用計画（予定）				
特定の経路のみを運行する場合はその経路。経路が定ま っていない場合は主な営業区域		A営業所～B駅～C駅～A営業所（充電）の周回に利用		
交付対象車両を充電する、充電設備の仕様 （設置場所、充電能力、基数・口数）		A営業所（使用の本拠の位置）に既に設置されている 急速充電器、CHAdeMO方式、○○kW、2基2口		
交付対象車両の使用者の問合せ先（毎年の運用実績報告の窓口とな る）				
事業種別	主たる事務所の所在地			
<input type="checkbox"/> 貨物運送事業者	〒○○○-○○○○			
<input checked="" type="checkbox"/> バス事業者	大阪府大阪市○○区○○町○○-○○-○○			
<input type="checkbox"/> タクシー事業者	名称及び代表者名			
	○○バス株式会社 代表取締役 ○○ ○○			
担当 者	所属、役職、氏名	京都営業所 総務課 ○○ ○○		
	所属する事務所・営業所所在地	〒600-0000 京都府京都市○○区○○町○○-○○-○○		
	・ 本市から年に1度、運用実績報告の 依頼を行うための連絡先を記入	075-000-0000		
		info@marumarubus.co.jp		

エクセルの様式のうち、灰色に塗りつぶしているところを記入してください。

なお、エクセル様式を前から入力していくことで、一部自動で転記されるようになっていきます（転記用の数式を上書きして、直接記入しても問題ありません）。

第1号様式の2（別紙2）

【交付対象事業がリース事業による場合に作成】

リース料金の算定根拠明細書

補助金を活用した場合の、リース料金の算定根拠は次のとおりです。

メーカー名

車名

型式

リース期間（月数）

・車種を入力（別紙1から転記される。）

・リース期間を入力
（法定耐用年数以上）

本市以外の国等の
補助金受給見込総額

31,790,000 円

京都市補助予定額

400,000 円

・別紙1から転記される

リース料金総額（消費税含む・消費税含まない いずれかを■塗り）

補助金無し

50,000,000 円

補助金有り

21,000,000 円

・見積書と整合させる

月額リース料金（消費税含む・消費税含まない いずれかを■塗り）

補助金無し

834,000 円

補助金有り

350,000 円

・見積書と整合させる

交付対象車両の使用者（＝リース先）

事業種別（いずれかを■塗り）

貨物運送事業者

バス事業者

タクシー事業者

主たる事務所の所在地

〒〇〇〇-〇〇〇〇

大阪府大阪市〇〇区〇〇町〇〇-〇〇-〇〇

名称及び代表者名

〇〇バス株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇

・第1号様式の2から転記される

4 補助金請求書（第9号様式）

補助金の請求は、第9号様式を用いて行ってください。

エクセルの様式のうち、灰色に塗りつぶしているところを記入してください。

【送付先】
 京都市 環境政策局地球温暖化対策室 脱炭素モビリティ推進担当
 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488（京都市役所本庁舎 1 階）
 問合せ用電話番号:075-222-4555、メールアドレス: ge@city.kyoto.lg.jp

第9号様式（第12条第1項関係）	
補助金請求書	
(あて先) 京都市長	令和7年1月20日
請求者（=補助事業者）の所在地 東京都〇〇区〇〇町〇〇-〇〇-〇〇	請求者（=補助事業者）の名称 〇〇リース株式会社 代表取締役社長 〇〇〇〇
京都市自動車運送事業者向け車 第1項の規定により、補助金を請求します。	
請求金額	金300,000円
補助金の振込先	
指定 口座	金融機関名
	〇〇 銀行 本店 信用金庫 信用組合 〇〇 支店 農協 出張所
	種別
	口座番号（下欄に右づめで数字を記入すること）
1 普通 2 当座 3 貯蓄	0 0 0 0 0 0 0 0
口座 名義人	フリガナ 〇〇リース（カ） 漢字 〇〇リース株式会社

・ 交付額決定通知を受けてから、速やかに提出

・ 押印不要

・ 先頭に「金」や「¥」を記入

(注意事項)

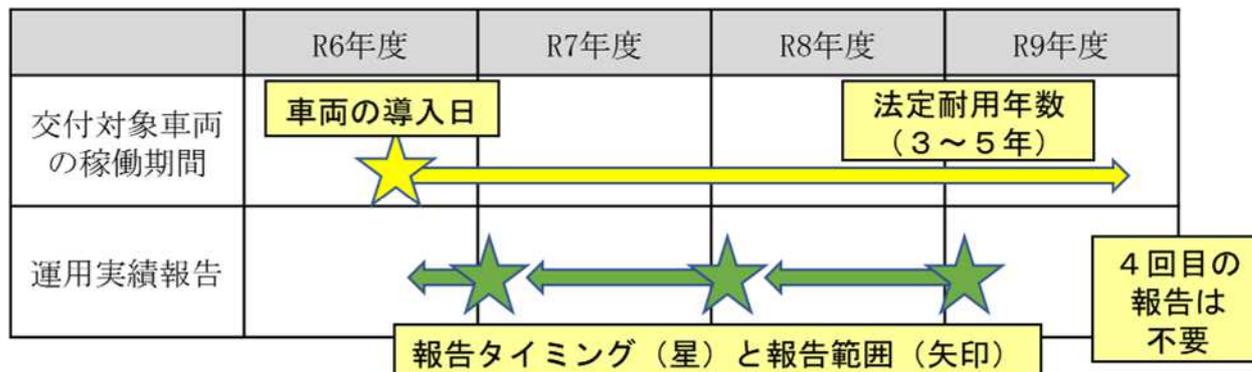
- ・ 請求者は、請求権限を有する、法人の代表者等でなければなりません。営業所所長などが請求する場合は、委任状（押印要）が必要です。
- ・ 口座名義は、代表者名のない法人名義のものでも構いません。

5 運用実績報告書（第12号様式）

運用実績の報告は、「補助金を受けて取得した車両を実際に使用している運送事業者」が行ってください。（リースの場合、補助金を受領したリース事業者とは異なりますので、注意してください。）

第12号様式（第14条関係）						
運用実績報告書						
（あて先）京都市長						
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> ・年度ごとに、実績を提出 ・提出時期は次ページ </div>						
令和7年4月10日						
補助事業者（補助金を受け）						
事業種別（いずれかを■塗り）	主たる事務所の所在地					
<input type="checkbox"/> 貨物運送事業者 <input type="checkbox"/> バス事業者 <input type="checkbox"/> タクシー事業者 <input checked="" type="checkbox"/> 自動車リース事業者	〒〇〇〇-〇〇〇〇 東京都〇〇区〇〇町〇〇-〇〇-〇〇					
	名称及び代表者名 〇〇リース株式会社 代表取締役社長 〇〇〇〇					
補助金交付額決定番号	京都市指令環地 第 号					
使用者（補助金を受けて取得した車両を実際に使用している方）						
事業種別（いずれかを■塗り）	主たる事務所の所在地					
<input type="checkbox"/> 貨物運送事業者 <input checked="" type="checkbox"/> バス事業者 <input type="checkbox"/> タクシー事業者	〒〇〇〇-〇〇〇〇 大阪府大阪市〇〇区〇〇町〇〇-〇〇-〇〇					
	名称及び代表者名 〇〇バス株式会社 代表取締役 〇〇〇〇					
（※）本報告書は、「使用者」に提出義務がありますので、注意してください。						
運用実績						
充電設備の仕様（充電能力、基数・口数）	急速充電器、CHAdeMO方式、〇〇kW、					
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">・できる限り具体的に記載</div>					
充電設備の設置場所、同じ充電設備で充電している車両数	A営業所（仕様の本拠の位置）、ほかに大型バス（充電容量150kWh）が4台。上記の2基の充電器で、計5台のバスを充電している。					
特定の経路のみを運行する場合はその経路。経路が定まっていない場合は主な営業区域	A営業所～B駅～C駅～A営業所（充電）の周回（1周当たり〇〇km）					
通常の営業日の運用方法	上記の経路を1日当たり4周している。周回のたびに1～2時間充電しており、20時の稼働終了後から翌日にかけて、上記の5台を順番に本充電している。					
交付対象車両の月別運用データ						
月別走行データ	〇〇年度分	走行距離（km）	稼働日数	充電回数	充電時間	備考
	4月					
	5月					
	6月					
	7月					
	8月					
	9月					
	10月					
	11月					
	12月					
	1月	5,000	28	150		
	2月	5,000	28	150	500	
	3月	5,000	31	150	500	
年度計	15,000	87	450	1,500		
※ 修理等により稼働日数が極端に変動している場合、備考欄にその旨を記入してください。						
<input checked="" type="checkbox"/> 別で、交付対象車両の自動車検査証（写し）を添付しました。						
<input checked="" type="checkbox"/> 交付対象車両の使用者として、京都市が補助金の交付の目的を達成するために、本報告書の内容について加工、公表し、周知啓発に利用することに同意します。						

なお、報告のタイミングと回数は次の図のとおりです。年度当初に、前年度分の運用実績を報告していただきます。



6 交付決定通知を受けた交付対象事業の内容を、変更・廃止したい場合

交付決定通知を受けた交付対象事業の内容を、変更・廃止するためには、承認申請書(第4号様式)を本市に提出し、事前に市長の承認を受ける必要があります。交付決定内容から変更が生じた場合は、事後ではなく、必ず事前に(初度登録前に)承認を受けてください。初度登録後に変更の承認を申請した場合、補助金を交付することができません。

変更承認申請を要するのは、次の①のような場合です。

②のような場合は、廃止承認を受けたうえで、改めて交付申請を行ってください。

また、③のような場合は軽微な変更として、実績報告書の(4)にその変更内容を記載いただくことで対応が可能です。

①~③のいずれに当てはまるか不明な場合は、事前に本市窓口までお問い合わせください。

- | |
|--|
| <p>① <u>以下の例のような事業内容の変更により、市補助金額に変更が生じるもの【変更】</u>
 例：国等の他の補助金額が変更になった。
 インフレ等により、車両の購入価格が上昇してしまった。
 金利変動により、リース総額(=車両の購入価格)が変動してしまった。</p> <p>② <u>変更内容が重大で、交付申請や交付決定の効力を失ってしまうもの【廃止・再申請】</u>
 例：リース会社(=交付申請者)が変更になった(法人名の変更を含む)。
 車両の使用者が変更になった(法人名の変更を含む)。
 導入方法を、リースから直接購入(逆も含む)に変更することとした。</p> <p>③ <u>軽微な事業内容の変更で、市補助金額に変更が生じないもの【軽微変更】</u>
 例：①の例に記載するような変更があるが、再算定しても市の補助金額に変動がない。
 使用の本拠の位置を、交付申請時に予定していた場所から変更する。
 初度登録が、交付申請時に予定していた日から変更になる。</p> |
|--|

例外！！ 市補助金額が変わらなくても、車両の型式を変更する場合は、変更承認申請を行い、見積書を再提出してください！！

【変更承認申請書の記入例】

変更内容を、できる限り具体的に、正確に記入してください。

第4号様式（第9条第1項関係）	
変更・廃止承認申請書	
（あて先）京都市長	
令和6年7月1日	
申請者（＝補助事業者）	
事業種別（いずれかを■塗り）	主たる事務所の所在地
<input type="checkbox"/> 貨物運送事業者	〒〇〇〇-〇〇〇〇
<input type="checkbox"/> バス事業者	東京都〇〇区〇〇町〇〇-〇〇-〇〇
<input type="checkbox"/> タクシー事業者	名称及び代表者名
<input checked="" type="checkbox"/> 自動車リース事業者	〇〇リース株式会社 代表取締役社長 〇〇〇〇
京都市自動車運送事業者向け車両の脱炭素化モデル支援事業補助金交付要綱第9条第1項の規定により、（■変更・□廃止）したいので、下記のとおり承認を申請します。	
記	
（1）市補助金	
補助金交付決定年月日	令和6年6月1日
補助金交付予定額	300,000 円
補助金交付決定番号	京都市指令環地 第000号
（2）事業内容の変更に伴い再計算した、変更後市補助金額（廃止の場合は0円を記入）	
変更後市補助金額	250,000 円
（3）変更又は廃止の内容	
<p>国交付決定額が、当初想定から増額された。（6,208,000円⇒6,258,000円） それに伴い、市補助金額を再算定したところ、申請額を変更する必要が生じた。 （300,000円⇒250,000円）</p>	
<p>・チェックを忘れないこと</p> <p>・交付申請者において、再計算する。</p>	
（4）変更又は廃止の理由	
<p>・再計算を行った内容を記入する。 ・どういった理由で市補助額が変動してしまうのかを、 （3）（4）で具体的に記入する。</p> <p>上記のため。</p>	
※ 交付申請に添付した書類のうち変更のあるものは、変更後の書類を添付すること。	

（注意事項）

- ・変更承認が必要となる場合は、ほぼ確実に導入計画書（第1号様式別紙1）やリース料金の算定根拠明細書（第1号様式別紙2）の内容が変更されることが想定されますので、変更後の書類を必ず添付してください。

【廃止承認申請書の記入例】

第4号様式（第9条第1項関係）	
変更・廃止承認申請書	
（あて先）京都市長	
令和6年7月1日	
申請者（＝補助事業者）	
事業種別（いずれかを■塗り）	主たる事務所の所在地
<input type="checkbox"/> 貨物運送事業者	〒〇〇〇-〇〇〇〇
<input type="checkbox"/> バス事業者	東京都〇〇区〇〇町〇〇-〇〇-〇〇
<input type="checkbox"/> タクシー事業者	名称及び代表者名
<input checked="" type="checkbox"/> 自動車リース事業者	〇〇リース株式会社 代表取締役社長 〇〇 〇〇
京都市自動車運送事業者向け車両の脱炭素化モデル支援事業補助金交付要綱第9条第1項の規定により、（□変更・■廃止）したいので、下記のとおり承認を申請します。	
記	
（1）市補助金の当 ・チェックを忘れないこと	
補助金交付決定年月日	令和6年6月1日
補助金交付予定額	300,000 円
補助金交付決定番号	京都市指令環地 第000号
（2）事業内容の変更に伴い再計算した、変更後市補助金額（廃止の場合は0円を記入）	
変更後市補助金額	0 円
（3）変更又は廃止の内容 ・0円を記入	
交付申請を廃止する。	
（4）変更又は廃止の理由	
申請していた車両が、半導体不足等により、今年度中に納品されないため。	
・廃止の理由を、具体的に記入	
※ 交付申請に添付した書類のうち変更のあるものは、変更後の書類を添付すること。	

7 法定耐用年数の経過前に、補助金の交付を受けて導入した車両の処分等を行う場合

本補助金では、その交付を受けて取得した車両について、その法定耐用年数が経過する前に処分等を行うことを禁止しています（第13条関係）。禁止している行為は、次に掲げる行為です。

- (1) 補助金の交付の目的に反して使用すること。
- (2) 処分すること。
- (3) 譲渡、交換、貸付、売却すること。
- (4) 担保に供すること。
- (5) 使用の本拠の位置を京都市外へ変更すること。

ただし、次のいずれかに該当する場合は、処分等を行うことができます。

- (1) 車両を取得してから、すでに補助金要綱別表第6に規定する「財産処分を制限する期間」（＝法定耐用年数。下表8に記載。）が経過している場合
- (2) 交付を受けた補助金相当額の全部を、本市に返納する場合
- (3) その他、特に市長が必要と認めたとうえで、補助金相当額の一部を本市に返納する場合

表8 財産処分を制限する期間

交付対象車両の区分		財産処分を制限する期間
トラック	最大積載量が2トン以下のハイブリッド自動車	3年
	上記以外	4年
バス		5年
タクシー		3年

こういった処分等の内容であっても、その法定耐用年数が経過する前に処分等を行う場合は、事前に本市窓口まで相談してください。

【本市窓口】

京都市 環境政策局地球温暖化対策室 脱炭素モビリティ推進担当
京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488（京都市役所本庁舎1階）
問合せ用電話番号：075-222-4555、メールアドレス：ge@city.kyoto.lg.jp

【財産処分承認申請書の記入例】

財産処分承認申請書の記入例は以下のとおりですが、申請書を作成する前に、財産処分の必要が生じた時点で速やかに本市窓口にご相談してください。

第10号様式（第13条第3項関係）	
財産処分承認申請書	
（あて先）京都市長	
令和8年7月1日	
申請者（＝補助事業者）	
事業種別（いずれかを■塗り）	主たる事務所の所在地
<input type="checkbox"/> 貨物運送事業者	〒〇〇〇-〇〇〇〇
<input type="checkbox"/> バス事業者	東京都〇〇区〇〇町〇〇-〇〇-〇〇
<input type="checkbox"/> タクシー事業者	名称及び代表者名
<input checked="" type="checkbox"/> 自動車リース事業者	〇〇リース株式会社 代表取締役社長 〇〇〇〇
<p>京都市自動車運送事業者向け車両の脱炭素化モデル支援事業補助金交付要綱第13条第1項に規定する、交付対象車両の区分ごとに定められた期間を経過する前に財産の処分を行いたいため、同条第3項の規定により、処分の承認を申請します。</p>	
記	
（1）市補助金の交付額決定の内容	
補助金交付額決定年月日	令和7年〇〇月〇〇日
補助金交付額	300,000 円
補助金交付額決定番号	京都市指令環地 第000号
（2）処分しようとする財産の情報	
財産の名称（メーカー及び車種）	〇〇〇 〇〇〇
自動車登録番号	〇〇〇
車台番号	〇〇〇
型式	〇〇〇
処分等の事実が生じる日	令和8年9月15日
（3）処分の内容	
処分の内容（プルダウンで選択）	1 処分・抹消
（4）処分の理由	
事故による故障で、処分せざるを得なくなったため。	
不可抗力による理由でも、原則、補助金の返還が必要	
（5）処分の条件（いずれかを■塗り）	
<input checked="" type="checkbox"/> 補助金相当額を、京都市へ返還します。	
<input type="checkbox"/> 譲渡・売却・貸付等を行った相手方に、義務を継承します。（市長が認める場合のみ。）	
<input type="checkbox"/> 代替の手段により交付の目的を達成します。（市長が認める場合のみ。）	
<input type="checkbox"/> その他	

・ 交付額決定の内容を記入

・ 処分等予定日を記入
（残価の計算に必要）

- 1 処分・抹消
- 2 譲渡・売却
- 3 交換
- 4 貸付
- 5 使用の本拠の位置を市外へ変更
- 6 その他 から選択

【財産処分承認通知書】

財産処分を承認するにあたり、次のような承認通知書及び補助金の返納のための納入通知書を送付します。

第11号様式（第13条第4項関係）	
財産処分承認通知書	
〇〇リース株式会社 代表取締役社長 〇〇〇〇 様	令和8年8月1日
返納義務は、補助金の受領者	京都市長 〇〇〇〇 印
<p>京都市自動車運送事業者向け車両の脱炭素化モデル支援事業補助金交付要綱第13条第3項の規定に基づく財産処分の承認申請について、下記のとおり承認することを決定しましたので、同要綱第13条第4項の規定に基づき、補助金の返還額を通知します。</p> <p style="text-align: center;">記</p>	
財産処分の申請年月日	令和8年7月1日
補助事業者の氏名	〇〇リース株式会社 代表取締役社長 〇〇〇〇
補助事業者の住所又は所在地	東京都〇〇区〇〇町〇〇-〇〇-〇〇
使用者の氏名	〇〇バス株式会社 代表取締役 〇〇〇〇
使用者の住所又は所在地	大阪府大阪市〇〇区〇〇町〇〇-〇〇-〇〇
補助金交付額決定日	令和7年2月1日
補助金交付額	300,000円
補助金交付額決定番号	京都市指令環地 第000号
財産の名称 (メーカー及び車種)	〇〇〇 〇〇
自動車登録番号	〇〇〇
車台番号	〇〇〇
型式	〇〇〇
処分の条件	補助金交付額に、交付対象車両の残価率を乗じて得た金額を本市に返納すること
補助金の返還額	75,300円
算出の根拠	$300,000 \times 0.251$ (想定残価率)

処分前に承認通知がなされるよう、速やかに相談・申請

残価率は本市のみで確定できないため、処分等の事前相談の際に確認する

第3 よくある質問

No.	質問内容	回答
1 本事業全般に関すること		
1	他の補助との併用はできるか。	可能です。また、本補助金のみの活用でも問題なく申請いただけます。 なお、活用予定の補助が地方自治体等の補助金と併用可能かについては、その補助制度の交付要綱で確認いただくか、執行団体に確認してください。
2	補助金の交付を受けた車両で京都市以外を走行する可能性があるが、問題ないか。	車検証の「使用の本拠の位置」が京都市内であれば、問題ありません。
3	交付申請時点で既に補助対象車両を発売しているが、補助の対象となるのか。	交付申請年度の3月24日までに初度登録される車両であれば、補助の対象となります。
4	初度登録が翌年度以降にずれ込んだ場合はどうなるのか。	交付申請年度の3月24日までの初度登録が必須です。ずれ込んだ場合は補助対象外となります。各ディーラーと事前に打ち合わせするなど、早めの調整をお願いします。
5	充電設備などの車両の運用に必要な設備の導入費用は補助の対象となるか。	なりません。車両本体価格のみが補助の対象となります。
6	1社あたりの申請回数の上限はあるか。	車両の使用者1者につき、補助対象車両2両までとしています。
7	貸切バスやマイクロバス、軽バンなども補助の対象車両となるのか。	手引き p.3の要件を満たしていれば、補助の対象車両となります。
8	予算の空き状況がいくら確認したい。	予算の上限に達した場合のみHPで公表のうえ、受付を締め切ります。申請段階での空き状況については本市窓口にお問い合わせください。
9	転リース取引は当該補助の対象か。	対象です。ただし、共同事業者申請書、中間会社の契約書の写し、算定根拠明細書等転リース取引の取引関係を証する書類が必要です。 なお、リース契約書の約定に転貸リースを認める旨の文言がない場合には、三者間の覚書等の合意締結文章のコピーの提出が必要です。
2 交付申請から補助金の交付までに関すること		
1	自らが特定事業者かどうかを確認する方法は。	手引き p.4に記載しているリンク先の一覧表で御確認ください。
2	提出書類に不備があった場合でも受付はしてもらえるのか。	受付はできません。提出書類がすべて不備なく提出された日が受付日となります。
3	先着順とあるが、同日着の場合はどうなるのか。	同日着の場合は、これまでに交付申請の無かった使用者や特定事業者でない使用者の事業等を優先し、これらに差異が無い場合は抽選により順序を決定します。(詳細は要綱第8条第5項をご確認ください。)

		なお、No.2-2 のとおり、書類に不備があった場合は受付とはなりません。
4	Excel の様式に数式が入っているが、上書きしても問題ないか。	問題ありません。
5	選択リストの中に購入予定の車両がない。	国補助の対象車両は随時追加されていきますので、様式の変更リストも随時更新しております。様式が最新版かどうか御確認ください。
6	車両販売店に確認しても、定価が不明(もしくは公開不可)な場合はどうすればよいのか。	メーカー都合等により、定価等の記載が難しい場合は、価格を記載する欄に「0」と入力してください。
7	予定していた車両が購入不可となり、同等品(別の型式の車両)を購入することになった。再申請が必要か。	初度登録前に変更承認申請を行い、見積書の再提出を行ってください。初度登録後の変更承認申請は受付不可ですので、その場合は、「補助金交付申請書兼実績報告書」により再度交付申請を行ってください。
8	どのような場合に変更・廃止承認申請書を提出する必要があるのか。	手引きの p.20 を御確認ください。手引きに記載されていない内容の変更等の場合は本市窓口にて御相談ください。
9	初度登録前に交付申請を行ったが、納車時期がずれて初度登録が予定より遅れ、実績報告が予定日から 30 日以内に来ない場合、申請は取り下げる必要があるのか。	実績報告は初度登録から 30 日以内か補助事業完了日の属する年度の 3 月 24 日のいずれか早い期日までに行っていたいただければ問題ありません。予定より納期がずれる等が判明した段階で本市窓口にて御相談ください。
10	実績報告書の提出期限が 3 月 24 日までとなっているが、補助金交付申請書兼実績報告書を 3 月 16 日から 3 月 24 日の間に提出しても受付してもらえるのか。	交付申請は 3 月 15 日までに行っていただく必要があります。事前に交付申請いただいていた場合のみ、3 月 24 日まで実績報告書の提出が可能です。提出期限間近に初度登録される場合などで、どちらの書類を提出すべきか不明な場合は、事前に本市窓口にて御相談ください。
11	京都市からの送付物を紛失した場合はどうなるのか。	補助金交付決定通知書、補助金交付額決定通知書の再発行は一切できません。ただし、変更承認申請書や実績報告書の提出に必要な「京都市指令環地〇〇号」の番号を個別にお伝えすることは可能ですので、本市窓口にて御相談ください。
12	補助金の受領者は誰になるのか。	補助の交付申請者になります。
13	補助金交付額決定通知書が届いた後、補助金請求書を送ったが、連絡が返ってこない。	補助金請求書が本市窓口にて到着していない可能性があります。未着の場合の責任は負いませんので、電話等で到着確認を行ってください。なお、請求から振込までは 1 ヶ月程度かかりますのでお含みおきください。
14	市補助活用に伴い、契約済みのリース料金に変更が生じる。契約変更後のリース契約書を添付する必要があるか。	補助金が適切にリース料金に反映されていることを確認する必要があるため、契約変更後のリース契約書の添付をお願いします。

15	申請時に国補助の交付決定通知が未到着であった場合、国等の補助金需給見込総額の欄の記載はどうすればよいか。	国補助を需給見込みの場合は、交付決定通知の有無にかかわらず、交付予定の金額を記載してください。 実績報告書の提出時に交付決定通知を添付いただければ問題ありません。
16	年に2両まで申請可能とのことだが、同時に交付申請を行ってもよいか。	問題ありません。 ただし、申請書類は2台分用意いただく必要があります。 共通部分(第1号様式、現在事項全部証明書、会社概要等)については紙面での申請の場合は同じ紙を2部印刷、電子申請であればデータをコピーして使用してください。
17	交付申請時から使用の本拠の位置が変更になったが、変更承認申請書の提出は必要か。	必要ありません。 実績報告書提出時に「交付申請時からの変更内容」の欄にその旨を記載してください。
18	見積書の値引き額で、車両本体価格に対する値引き額が不明の場合はどうすればよいか。	交付申請には値引き後の車両本体価格の記載が必要ですので、可能な限り細分化して記載いただくように調整してください。 細分化が難しい場合は、車両本体価格に対する値引き額の聞き取りを行い、付箋等で内訳を記載してください。
19	リース契約締結時から初度登録を行うまでに、使用の本拠の位置から変更になった場合、どの段階の使用の本拠の位置を記載すべきか。	最終的に使用の本拠の位置になった所在地を記載してください。 交付申請を行ってから変更になった場合はNo.2-17と同様の処理を行ってください。
20	導入車両分の国補助を一括で交付申請しているため、交付決定通知も総額が記載されているが問題ないか。	問題ありません。 ただし、市補助の交付申請車両に対する交付額が分かる必要がありますので、参考として付箋等で車両何台分の金額か、もしくは1台あたりの交付額の記載をお願いします。
21	補助金請求は2台まとめてしてもよいか。	可能です。請求書送付時に2台分の請求書であることと、交付額決定通知書に記載の「京都指令環地〇〇号」の番号をメール本文等に明記してください。
3 補助金交付後に関すること		
1	運用実績の報告は誰が行うのか。	車両の使用者(運送事業者)が行ってください。
2	他の補助事業の関係で、報告できない内容があるが問題ないか。	本補助事業では、稼働実績の報告が必須となりますので、同意いただけない場合は申請できません。
3	運用実績は車両ごとに行う必要があるのか。ひとつにまとめて報告をしてもよいか。	運用実績の報告は車両ごとに必要です。
4	車両が故障して、修理に時間がかかってしまった。そのため、走行距離などの実績値が小さくなってしまいが問題ないか。	第12号様式の備考の欄に、故障した旨を記載して報告を行っていただければ問題ありません。

5	運用実績は、ホームページ等に公表されるのか。	京都市が運用モデル事例として取りまとめたうえで、ホームページ(京都市EV 充電設備ポータルサイトや補助事業ページ)等に公表します。
6	法定耐用年数が経過する前に車両が事故にあい、処分せざるを得なくなってしまう。	いかなる事情であっても、法定耐用年数が経過する前に、市長の承認を得ずに車両を処分することは禁止しています。処分等を行う際は事前に本市窓口に御相談ください。
7	財産処分をするときに、補助金を返還する義務が生じた場合、返納義務は誰に課されるのか。	補助金の受領者です。